

V. 運営

17. 定款委員会

委員長 宮 崎 勝

今回提示する定款施行細則の改正案は、現状に則して定款施行細則の不備を補うため、定款委員会及び理事会において審議の結果、成案を得たものです。

これらの改正案は本日の通常総会に上程して、ご審議をお願いしたい。

なお、本日の円滑な議事の進行に資するため、予め代議員、名誉会長及び名誉会員並びに特別会員各位にお届けして3月25日締切りでご検討を戴き済みであることを申し添える。

1. 社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号）改正案

代議員選挙の有権者は会員歴2年以上（会費2年度分以上完納）とする改正です。

なお、適用は平成24（2012）年2月実施の代議員選挙からとします。（第65条）

2. 社団法人日本外科学会委員会規則（定款施行細則第4号）改正案

委員長および委員の任期を、理事や代議員の任期に合わせて2年とする改正です。（第5条）

3. 社団法人日本外科学会外科専門医制度規則（定款施行細則第10号）改正案

○諸条件の不足により関連施設から外れてしまった場合、一定期間内に再び条件が揃って、指定施設の指導責任者が承認すれば、関連施設に再度申請できる旨の規定を追加致しました。（規則第21条及び第29条並びに31条）

○外科専門医の特例措置の期限を1年延ばして、平成22年度まで実施できるようにする改正です。（規則第51条、施行規定第22条第9項）

4. 社団法人日本外科学会外科専門医制度規則施行規定改正

○指定施設及び関連施設の指定は、まず地区指定委員会が地区審査を行った後、指定施設指定委員会が本審査を行うのが現行の手順となっていますが、Webシステム導入による業務の効率化に伴い、指定施設指定委員会の審査だけで指定施設及び関連施設を指定できるようにして、地区指定委員会はその補助に当たらせるようにする改正です。（第26条～第28条、第30条～第34条、第36条）

○研修実績として挙げた学会名の表記から、すべて「総会」の文言を削除する改正です。また、「鏡視下手術」の文言を「内視鏡手術」に変更する改正です。（第47条第6項、第57条第1項第1号、第57条第1項第3号、第57条第1項第9号）

○上記改正に併せて、適宜条数の変更を致します。

5. 社団法人日本外科学会会員の懲戒に関する規則（定款施行細則第12号）改正案

○他の委員会等に合わせて、調査委員会の開催定数を3分の2以上の出席から過半数の出席にする改正です。（第11条）

6. 社団法人日本外科学会公益事業基金に関する施行規定新設

文部科学省の指導に従い新設した施行規定です。

7. 日本外科学会情報・広報委員会内規新設

情報委員会と広報委員会の統合に伴い、設置された日本外科学会情報・広報委員会の委員会内規です。

18. 財務委員会

委員長 名 川 弘 一

一般会計および認定医・専門医制度業務特別会計の平成 20 年度収支決算と平成 21 年度予算を、公認会計士と協議の上で作成して理事会に答申したところ、答申どおりに議決されたので、総会に上程する（別添資料）。

なお、定期学術集会の収支の特別会計化に向けた検討に着手したところである。

19. 情報・広報委員会

委員長 名 川 弘 一

1. 会員向けオンラインサービスについて

会員情報検索、修正システム、外科専門医システム、学術集会参加履歴登録システム、各種申請システムなどを運用・管理し、必要に応じて修正を加えている。

現在、会員向けオンラインサービスの登録者数は 25,605 人である。

システムのサーバー機は導入から 6 年が経過おり、オンラインサービスの利用者数の増加、システムの拡大により、性能の低下が危惧されたので、機器の更改、データベースの再構築を行った。また、再構築の作業に併せてホームページを全面的にリニューアルした。ホームページの更新作業は随時行っている。

2. 市民講座について

市民講座は春季のみ開催とし、講演内容を動画配信することとした。なお、これまで秋季は日本臨床外科学会総会会長に世話人を依頼していた関係で日本臨床外科学会からの同意を求め、承認された。

・第 35 回市民講座について

従来通り世話人である田尻孝先生（第 70 回日本臨床外科学会総会会長）が決定したテーマ、及びプログラムで平成 20 年 11 月 29 日（土）に開催した。講演内容の動画については、12 月 24 日からホームページ上より配信を開始した。

・第 36 回市民講座について

平成 21 年 4 月 5 日（日）にアクロス福岡イベントホール（福岡市）において開催が予定されている。

3. メールマガジン、Web 広告について

メールマガジンの発行を引き続き毎月 1 回、継続的に行なっている。メールには雑誌目次・学術集会情報・学会関係の各種お知らせ・広告（有料）を掲載している。現在、メールアドレスを登録されている約 27,000 人の会員に配信している。

Web 広告はバナー広告：6 件、メールマガジン内広告：8 件の申し込みがあり、すべて掲載を認めた。

4. 本年度より新設された委員会のため、委員会内規（案）を作成し、成文化の作業を定款委員会に依頼した。

20. 総務委員会

委員長 宮 崎 勝

1. 定期学術集会運営委託業者について

第110回定期学術集会の運営委託業者は、3社から企画書及び見積を取寄せ、選考会によって業者を決定した。

2. 会費未納者への雑誌送付について

現在は、3年分の年会費が未納となった時点から雑誌の郵送を停止していたが、経費削減のために2年分の会費が未納となった時点から発送を停止することとした。

3. 事務局体制について

現在の事務局は組織として体系化されてなく、見直しが必要であることから、事務局員の総数が適しているか及び給与なども含め、事務局体制全体の見直しを行っている。

4. 事務所会議室の貸与について

他学会・研究会などに事務所の会議室を貸与しているが(1時間当り5,000円)、本年度は日本癌治療学会(日本がん治療認定医機構)、日本外科系連合学会、日本消化器病学会、日本小児外科学会、日本食道学会などが借用した。

21. 将来計画委員会

委員長 宮 崎 勝

本年度は公益法人制度改革の動向を窺っていたため、特段の報告事項はない。

平成20年12月に制度が施行されたので、次年度から具体的な検討を開始する予定である。

22. 選挙管理・選挙制度検討委員会

委員長 和 田 洋 巳

1. 定款第19条、および役員・代議員等選任規則第38条に従い、本会代議員の任期は2年である。そのため、本年度は代議員選挙を行わなかった。次回の選挙の期日は役員・代議員等選任規則第31条に従い来年2月15日(月)であるが、選挙実施要綱はあらかじめ会員に公告するので、見落としのないように留意してほしい。

なお、会員の所属選挙区は6月1日(月)現在の主たる勤務地によって決定する。選挙区が変更になった場合は役員・代議員等選任規則第24条に従い、本委員会まで申し出てもらうことになる。また、第2次有権者となるための会費納入期限は、本年9月30日(水)である。併せてご注意願いたい。なお、選挙代議員定数の算出方法は有権者数による按分比例方式である。

2. 平成24(2012)年2月実施の代議員選挙から、役員・代議員等選任規則を変更し、選挙の有権者は会員歴2年以上とする旨を答申した(→定款委員会申し送り)。

23. 非選挙代議員候補者選考委員会

委員長 里 見 進

定款第 19 条，および役員・代議員等選任規則第 48 条に従い，非選挙代議員の任期は 2 年である．そのため，本年度は候補者の選考は行わなかった．

Ⅵ. その他（加盟団体）

24. 外科関連学会協議会

座長 田 林 暁 一

1. 本年度は特段の建議事項がなかったため、開催していない。なお、平成 21 年度は「日本医師会あり方について」を議題として、審議を開始する予定である。
2. 平成 20 年 4 月の厚生労働省の「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」に対して、加盟学会の意見を集積した。
3. 平成 19 年 4～5 月に実施した「医療分業化に関する現状調査」の結果を西田博正会員（東京女子医科大学）に分析してもらい、雑誌第 109 巻第 3 号に掲載した。

1) 外科系医療技術修練の在り方に関する研究班会議（厚労科研事業）

研究代表者 近 藤 哲

Cadaver(死体)を用いた外科の手術手技修練に対しては死体損壊罪に該当するおそれがあるという見解が 11 年前に厚労省（当時）から出されている。しかし、現実として一部では刑事訴追のリスクを孕みつつ実施されており、また、諸外国では商業ベースで積極的に行われている。

本件について、一昨年の国会審議を契機として、厚生労働省から本会に調査が依頼された。そこで、外科関連学会協議会を通じて計 24 学会が参集して「Cadaver を用いた技術修練に関するワーキンググループ」が設置されたが、本事業が厚生労働科学研究費補助金研究に採択されたため、厚労科研事業としてスタートした。

実態調査および討議を経てまとめた報告書を以下に掲載する。

なお、本件は平成 21 年度も厚労科研事業（研究課題「サージカルトレーニングのあり方に関する研究」）として継続となる。

25. 日本医学会

1) 評議員会

評議員 名 川 弘 一

2009年2月25日の第76回定例評議員会（於：日本医師会館）における議事は以下の通りである。

1. 報告事項として、第28回日本医学会総会の準備状況と2008年度日本医学会年次報告が報告された。
2. 協議事項として、2009年度日本医学会事業計画と2008年度日本医学会加盟学会が協議され、事業計画についてはこれまでと同様な内容であるため、承認された。加盟学会については、日本レーザー医学会と日本臨床腫瘍学会が認められ、加盟学会数は合計で107となった。

2) 臨床部会

運営委員長 門 田 守 人

日本医学会臨床部会会議は現在73の学会で構成されている。2008年10月8日に第2回日本医学会臨床部会会議を開催した。昨年6月の第1回臨床部会会議の終了後、活動の機動性を高めるため、運営委員会を新たに設置し、臨床系の学会で課題になっている懸案を討議することを目的にした。その懸案事項として、臨床部会運営委員会の下部組織に3つの作業部会（診療関連死、専門医制、公益法人）を設置した。今回は、昨年開催後から今年度の活動について、運営委員会委員長ならびに各作業部会長から報告があった。なお、臨床部会運営委員会と3つの作業部会の活動内容についての詳細は、日本医学会ホームページに掲載しているので、参照いただきたい。また、厚生労働省の佐藤研究開発振興課治験推進室長から「厚生労働科学研究費へのご理解とお願い」の説明があった。

26. 移植関係学会合同委員会

里 見 進

本年度は特別の報告事項はない。

27. 臓器移植関連学会協議会

上 本 伸 二

第11回臓器移植関連学会協議会 報告書

日時 2009年3月14日（土）14:00～16:00

場所 東京ステーションコンファレンス 6階 605-A号室

報告事項

- 1) 臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言
- 2) ヒトの臓器と組織の移植に関する WHO 事務局からの報告
- 3) 臓器移植法改正に向けての取り組みの現状，ならびに今後の見通し

協議事項

- 1) 国会議員に対する要望書について
- 2) 国会議員に対する働きかけについて

なお，7 月 22 日付けで国会議員宛に「臓器移植法改正についての要望書」を提出（後，日本生命倫理学会が脱会したので，1 団体 24 学会となった）されたので，以下に掲載する．

国 会 議 員 各 位

臓器移植法改正についての要望書

1997 年「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」が制定され、多くの患者さんにとって長年待ち望んだ臓器移植の道が開かれました。しかし現行法では、脳死判定ならびに臓器提供のためには、本人の生前意思の書面による表示を必須としているため、欧米のみならず、アジア諸国と比較しても極めて臓器提供が少ないのが実情です。そのため、移植さえすれば救命できる患者さんが毎年、心臓病で 400 人、肝臓病で 2000 人も亡くなっています。

また現行法では、15 歳未満の小児の場合は臓器の提供が不可能なため、心臓や肺の移植でしか救命しえない重症患児はわが国では移植を受けることができません。このため、多くの患者さんが、移植を求めてやむなく海外に渡航しています。

このような渡航移植には多くの国際的な批判がなされ、国際摩擦の原因ともなりつつあります。本年 5 月に世界保健機関（WHO）は国際移植学会と協同で、Transplant Tourism に反対し、自国内で臓器移植を行えるように努力する旨の勧告を出しています。

現行法の附則第 2 条には、3 年を目処として見直す旨が記載されていますが、法施行以来すでに 10 年以上が経過しているにもかかわらず、いまだに何の見直しもなされていません。

本人が臓器提供の拒否の意思を表示していない場合は、年齢にかかわらず、遺族の書面の承諾により死体（脳死体を含む）からの臓器提供が可能となるよう、早急に法を改正していただくよう重ねて要望いたします。

臓器移植関連学会協議会

日本医師会

日本移植学会

日本肝臓学会

日本救急医学会

日本胸部外科学会

日本外科学会

日本呼吸器学会

日本呼吸器外科学会

日本集中治療医学会

日本循環器学会

日本消化器病学会

日本小児栄養消化器肝臓学会

日本小児肝臓研究会

日本小児外科学会

日本小児循環器学会

日本小児腎不全学会

日本心臓血管外科学会

日本腎臓学会

日本組織移植学会

日本透析医学会

日本糖尿病学会

日本脳神経外科学会

日本泌尿器科学会

日本麻酔科学会

日本臨床腎移植学会

(1 団体 2 3 学会 1 研究会)

28. 財団法人日本医療機能評価機構

評価委員 宮 野 武

医療機関の機能評価を公正な立場で行うことを目的とした財団である。現在は評価委員会において毎月審査を行っている。審査は基本的な病院の構成、機能などについてサーベイヤーが調査した資料に基づき審査し、認定証の発行の是非を検討している。

なお医療法の改正により、広告の規制緩和が承認され日本医療評価機構の認定書を取得したことを広告できるようになった。

なお病院総数 8,832 施設のうち認定書が発行されたのは 2,532 施設 (28.7%) である。(平成 20 年 12 月 15 日末現在)

財団法人日本医療機能評価機構 (<http://jcqhc.or.jp/html/>)